

「なんば駅周辺における空間再編推進事業」
なんば駅前広場及び周辺道路・なんさん通り空間再編工事

参加要領書

2021年12月24日
南海電気鉄道株式会社

I 一般事項

1. 目的

なんば駅周辺における空間再編推進事業（以下「本事業」という。）とは、なんば駅周辺の道路空間を、車中心の空間から人中心の空間へと再編し、地元組織等のエリアマネジメント活動により、世界を惹きつける観光拠点として上質で居心地の良い空間の創出を図るための事業である。

本事業の推進にあたっては、事業範囲を取り巻く周辺環境から、周辺店舗の集配送のための交通荷捌きの機能、大阪第2の主要な鉄道ターミナル駅や繁華街エリアといった多くの来街者における歩行の安全確保に留意しなければならない。

大阪・関西万博に向けたスケジュールの必達に向け、合理的な施工計画による工事工程の工夫、工事コスト削減を重視する一方で、大阪のおもてなし玄関口としての意匠性の確保をおこなうこと、事業の透明性を確保しながら安全性・品質・機能性・施工性の向上に努めることが求められる。

本事業ではE C I方式を採用し、道路空間再編工事の整備計画検討者および事業参加予定者を公募型総合評価落札方式にて選定（以下、「本公募」という）することで、より安全で効率的な事業推進を図るものである。

【参考】本事業は「2025年に開催される日本国際博覧会（大阪・関西万博）に関連するインフラ整備計画」（令和3年8月27日 国土交通省報道発表）に位置づけられている。※以降、行政関係の年度を除き西暦表記とする。

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo15_hh_000292.html

2. 関係者等

- (1) 発注者 南海電気鉄道株式会社（以下「発注者」という。）
- (2) 設計者 E-DESIGN・中央復建コンサルタンツ・LEM空間工房 共同企業体
（以下「設計者」という。）

【参考】大阪市 建設局・計画調整局

3. 業務件名および工事件名

- (1) なんば駅周辺における道路空間再編事業整備計画検討業務
（以下、「本業務」という。）
- (2) なんば駅前広場及び周辺道路・なんさん通り空間再編工事
（以下「本工事」という。）

※落札者は、落札後上記の契約を締結すること。（詳細は5. 6. 参照）

4. 整備計画検討および整備着手までのフロー **別紙1**参照

5. 整備計画検討の概要

- (1) 業務件名：なんば駅前周辺道路空間再編事業整備計画検討業務
- (2) 発注者：南海電気鉄道株式会社
- (3) 業務期間：2022年4月1日（予定）～2022年9月30日まで
- (4) 業務内容

- ①関係機関協議等の設計内容への反映
- ②施工計画の検討
- ③会議への出席

(5) 業務価格：金2,200,000円（税込）。

(6) 摘要

- ①整備計画内容については、資格(※)を有する技術者が業務履行をおこなうこと
- ②本事業は大阪市及び国の予算が充当されることから、本業務の契約行為については、大阪市会及び国会の議決を経た令和4年度の予算措置がなされることの確認をもって行う。

※資格とは、土木施工管理技士(1級・2級)、技術士(建設部門もしくは総合監理技術部門)、RCCM、その他高度な技能を有する資格を指す。

6. 工事の概要

- (1) 工事件名：なんば駅前広場及び周辺道路・なんさん通り空間再編工事
- (2) 発注者：南海電気鉄道株式会社
- (3) 工期：2022年7月1日（予定）～2025年3月31日まで
 - 【1号工事】2022年7月1日（予定）～2023年4月末日（予定）
 - 【2号工事】2023年5月1日（予定）～2025年3月末日（予定）

※工事の進捗等に伴い、着手時期には変更の場合があります。

(4) 工事内容

1) 【1号工事】なんば駅前広場・周辺道路空間再編工事

①パークス通り

種別 大阪市道
路線名 西横堀東岸線
施工延長 190m
施工面積 88.7㎡

②蔵前通り

種別 大阪市道
路線名 西横堀東岸線
施工延長 172m

施工面積 1,583㎡

③なんさん東西通り

種別 大阪市道

路線名 南北線

施工延長 99m

施工面積 965㎡

④御堂筋

種別 国道25号線

施工延長 187m

施工面積 426㎡

⑤駅前広場

種別 大阪市道

路線名 南北線

延長 117m

施工面積 5,740㎡

2)【2号工事】なんさん通り空間再編工事

種別 大阪市道

路線名 南北線

延長 245m

施工面積 4644㎡

(5) 工事参考価格：非公表

(6) 摘要

- ① 本工事の一部は今後の関係者協議により整備計画に変更が生じる可能性があり、その際は変更対象として取り扱う。また、社会情勢または地域の状況により、本事業の推進が極めて困難な状況に陥った場合、工事の一時停止または中止措置の可能性もある。その場合においては、当該事象発生の起因を精査し、工事履行状況を鑑み、精算方法等を発注者と受注者の間で協議するものとする。
- ② 本工事は、大阪市及び国の予算が充当されることから、工事請負契約の締結については、大阪市会及び国会の議決を経た令和4年度の予算措置がなされることの確認をもって契約を行う。なお、令和5年度および令和6年度の工事費支払いについては、当該年度の予算措置がなされることの確認をもって精算を行う。

7. 落札者選定の概要

(1) 落札者決定事項

- ① 整備計画検討者の決定
- ② 事業参加予定者の決定

(2) 選考方式

あらかじめ、評価項目および評価基準を定めた上で、参加を希望する建設業者（以下「参加業者」という）から提出された各種資料等を評価し、評価点の最も高い建設業者を道路空間再編工事の整備計画検討者ならびに事業参加予定者とする。

※選定された者は整備計画検討業務委託契約および工事請負契約（※関係先協議後）を発注者と締結する。

(3) 技術審査委員会

参加業者の評価については、発注者による技術審査委員会を組織し、落札者を選定する。なお、技術審査委員会は秘密性を確保するため、非公開とする。

(4) 審査の考え方

①審査における評価値の構成は以下の通りとする。

・評価値 = [(評価点 / 入札価格 (千円)) × 100,000

※千円未満切り捨て

・評価点 = 標準点 + 加算点 (満点: 140点)

・標準点

「8. 参加資格等」に記載の要件をすべて満たした場合に与えられる点
(一律100点とする)

・加算点

入札者の技術提案等について下記に示す評価項目の配点にて算出される得点
(満点: 40点とする)

・入札価格

入札価格の評価は千円未満切り捨てとし、単位は(千円)とする。また、別に失格基準を設ける。

②加算点にかかる評価項目と配点は以下のとおりとする。

[加算点にかかる評価項目と配点]

評価項目	評価基準	配点
技術評価点		
①周辺環境に対する配慮についての提案	主要鉄道ターミナル駅周辺および沿道商業施設等における施工性の確保に資する内容	4
②安全対策についての提案	施工時における歩行者及び一般車両への安全対策内容	4
③施工計画についての提案	①および②に配慮した現地の条件を分析した上での適切な工程管理の内容	4
④品質確保及びコスト縮減についての技術提案	施設の性能、品質の確保及びコスト縮減につながる内容(VE提案含む)	4
⑤地域環境負荷低減につ	撤去工に伴う騒音・振動・粉塵対策の内容	4

いての技術提案		
⑥地域への周知方策について の技術提案	工事の予定や規制等に関し、周辺の商業施設、商店街、町会等への情報伝達を含めた周知方策とその内容	4
⑦その他の技術提案	①～⑥以外の課題に対する提案内容	4
その他評価点		
⑧緊急時の現場体制および 会社の支援体制	緊急時における現場と会社の体制と連携内容	3
⑨企業の電線共同溝工事 施工実績	過去15年間の電線共同溝工事の施工実績及び 件数（施工中の案件を除く）	3
⑩配置予定技術者の電線 共同溝工事施工実績	過去15年間の電線共同溝工事の施工実績及び 件数（施工中の案件を除く）	3
⑪企業の社会的取り組み	ワーク・ライフ・バランスの推進、人材育成、 環境面の取り組み、地域貢献への提案など	3
加算点合計		40

8. 参加資格等

(1) 本公募への参加を希望する業者は、次に掲げる各号の全てに該当する者とする。

- ①発注方式：単独請負もしくは特定建設共同企業体方式（以下「JV方式」という）
- ②建設業法に基づく「舗装工事業」の特定建設業許可を有すること。
- ③建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という）のうち、最新のもので舗装工事の総合評価値が1,000点以上であること。ただし、共同企業体を組成する場合には、その構成員は800点以上であること。
- ④直近の大阪市競争参加有資格者名簿に登録されており、かつ下記の登録業種において、総合点数の条件を満たすこと。
 - (ア) 業種：舗装
 - (イ) 総合点数：1,000点以上
 - (ウ) 公募開始日から過去15年間に以下の施工実績（元請またはJV構成企業の代表者に限る）が1件以上あること。
 - a) 現道で歩道を有し、かつ、深夜から早朝（午前0時～午前6時等）までの交通規制を実施した舗装工事で延長200m以上の改築した実績があること。
 - b) 電線共同溝工事において、深夜から早朝（午前0時～午前6時等）までの交通規制を実施し、施工延長が200m以上の施工実績があること。

- ⑤共同企業体を組成する場合の最低出資比率は30%とすること。
- ⑥以下の条件を満たす建設業法第26条第1項に基づく主任技術者または第2項に基づく監理技術者を配置できること。

- (ア) 監理技術者は、監理技術者資格証及び監理技術者講習を終了したことを証するものを有する者であること。

- (イ) 公募開始日において、常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない）であり、かつ公募型総合評価落札方式参加申込書提出時において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有するものであること。

- (ウ) 配置予定技術者は落札決定日現在で、他の工事に配置していないこと。ただし、配置予定技術者が落札決定日現在で他の工事に配置している場合は、本契約締結日前日までに他の工事の配置を終えていること。なお、配置予定技術者の参加申込書提出日時点で本計画締結前日までに完了することが明確である工事に限る。

- (エ) 上記③(ウ)のa)及びb)を満たす工事の経験を有する者であること。

- ⑥建設業法第28条第3項もしくは同上第5項の規定による営業停止処分を受けていないこと。

- ⑦国土交通省近畿地方整備局から指名停止措置を受けていないこと。また、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。

- ⑧経営事項審査の審査基準日が1年7ヶ月以上経過していないこと。

- ⑨会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者または民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- ⑩大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと、及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- ⑪大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。

- ⑫整備計画検討業務および工事について、不正または不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

- ⑬参加申込書とともに誓約書を提出すること。

(2) 参加業者への留意点

- ①参加業者から提出された書類は、本参加要領書に記載された内容を全て承諾の上、作成したものとする。

- ②本参加要領書に基づき参加する費用は、全て参加業者の負担とする。

- ③参加業者から本参加要領書に基づき提出された書類の著作権は、原則として作成者に帰属する。ただし、審査によって採用された提案書類等の著作権は、発注者に帰属するものとする。

- ④提出された書類については、記載内容の変更はできないものとし、返却はしない。ただし、軽微な誤り等を修正するもので、発注者が指示するものは除く。
- ⑤発注者が提示する一切の配布物は、公募参加関係者のみの使用とし、第三者に対しての使用や内容の提示を禁止する。
- ⑥参加申込書等の提出日から落札者が決定するまでの間に以下のいずれか該当することが判明した場合は失格とする。
 - ・提出された書類において記載すべき事項の全部または一部が不足している場合
 - ・記載された内容に虚偽の事実が判明した場合
 - ・技術審査委員および関係者に接触するなど、審査の公平性に影響を与えた場合
 - ・発注者が提示する一切の配布物について第三者への使用もしくは提示が発覚した場合
 - ・その他、著しく信義に反する行為を行った場合
- ⑦審査結果についての不服申立ては認めない。
- ⑧参加申込書の提出後に辞退をする場合には、参加辞退届を提出すること。

9. 実施スケジュール

公募から工事着手までのスケジュールは、次のとおりとする。

参加要領書配布期間	2021年12月24日～2022年1月14日 (公募期間最終日の17時まで)
参加申込書、参加資格判定書類提出期限	2022年1月14日(当日17時まで)
函面等各種資料郵送予定日	2022年1月17日
参加資格確定通知発行日	2022年1月17日
質疑受付期間	2022年1月25日(当日17時まで)
質疑回答予定日	2022年1月31日(予定)
提出書類、見積書等提出期限	2022年2月25日(当日17時まで)
技術審査会開催日	2022年3月4日
落札者決定通知発行	2022年3月11日
整備計画検討業務等締結(予定)	2022年3月25日
業務開始(予定)	2022年4月1日

※関係機関協議により日程の変更がある場合は、速やかに発注者から参加業者に連絡する。

10. 函面等の配布について

- ・函面等各種資料の配布

参加申込書が提出された各社に以下の資料をデータ形式で郵送する。

[配布資料一覧]

- ① 工事ステップ図（参考）
- ② 図面一式
- ③ 工事明細書（工種及び数量）
- ④ 数量計算書（単位数量表含む）
- ⑤ 概略工程表
- ⑥ 取引基本約款等

11. 提出書類について

(1) 参加申込時に提出

様式等	書類名	備考
第1号	公募型総合評価落札方式参加申込書	
第2号	誓約書	
第3号	参加資格判定書類	
3-1号	施工実績調書 【添付書類】 ・ 施工実績調書に記載した工事を証する書類 ・ 建設業法第27条の23に基づく総合評定値の通知書	
3-2号	配置予定技術者調書 【添付書類】 ・ 監理技術者資格証及び監理技術者講習を終了したことを証する書類 ・ 常勤の自社社員であり、かつ様式第1号提出時において3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有するものであることを証する書類	
3-3号	主任技術者経歴書	必要な場合のみ
3-4号	配置予定技術者施工実績経歴書 【添付書類】 ・ 配置予定技術者施工実績経歴書に記載した工事を証する書類	

(2) 図面交付日以降に提出

様式等	書類名	備考
第4号	公募型総合評価落札方式参加辞退届	必要な場合のみ
第5号	質疑書	

(3) 入札時に提出

様式等	書類名	備考
第6号	共同企業体結成通知書	必要な場合のみ
第7号	技術提案に関する書類	詳細は別紙2参照
7-1号	周辺環境に対する配慮についての技術提案	
7-2号	安全対策についての提案	
7-3号	施工計画についての提案	
7-4号	施設の品質確保及びコスト縮減についての技術提案	
7-5号	地域環境負荷低減についての技術提案	
7-6号	地域への周知方策についての技術提案	
7-7号	その他の技術提案	※任意提出
7-8号	緊急時の現場体制および会社の支援体制	
7-9号	企業の電線共同溝工事施工実績	
7-10号	配置予定技術者の電線共同溝工事施工実績	
7-11号	企業の社会的取り組み	
第8号	見積書	
その他	資料一式の電子データ	

12. 書類の提出先、質疑について

(1) 書類の提出先

担当者：南海電気鉄道株式会社 まち共創本部 グレーターなんば創造部
 なんば広場公募事務局 担当者 福井・寺内・平木
 住所：大阪市浪速区敷津東2-1-41
 電話：06-6644-7233
 Email：nambahiroba@nankai.co.jp

(2) 書類の提出方法

①提出一覧

以下の表のとおり提出すること。

参加申込時				
様式	書類名	提出時期	形式・提出方法	部数
第1号	公募型総合評価落札方式 参加申込書	1月14日17時	押印済紙媒体・手渡し	1部
第2号	誓約書		押印済紙媒体・手渡し	1部
第3号	参加資格判定書類		紙媒体・手渡し	1部
第4号	公募型総合評価落札方式	入札時まで	押印済紙媒体・郵送	1部

	参加辞退届(必要な場合)			
第5号	質疑書	1月25日17時	データ・Eメール	—
入札時				
第6号	共同企業体結成通知書	2月25日17時	押印済紙媒体・手渡し	1部
第7号	技術提案に関する書類		紙媒体・手渡し	5部
第8号	見積書		押印済紙媒体・手渡し	5部
—	書類一式の電子データ		CD または DVD メディア・手渡し	1枚

②注意事項

- ・同時に提出する書類については、各部ごとに綴じて提出すること
- ・見積書は外から確認できないよう厳封しておくこと。
- ・提出の事前連絡
提出日時は、前日までに電子メールにて連絡を行うこと。
- ・書類の提出受付時間
提出期間内の10時から17時までの間とする。
(ただし、土曜・日曜・祝日を除く)

(3) 質疑および回答について

参加要領書、提出書類および図面等各種資料に関する質疑については以下の通りとする。

① 質疑の方法

質疑書(様式第5号)に質問事項を記載し、データをEメール形式で提出する。

② 回答の方法

担当者より、全ての質疑回答を全ての参加業者へ電子メールにて発信する。

③ 回答予定日

2022年1月31日(予定)

④ 回答内容に関する追加質疑等について

回答に関して追加の質疑、疑義がある場合でも、以後の回答は行わない。

⑤ 担当者・連絡先

南海電気鉄道株式会社 まち共創本部 グレーターなんば創造部

なんば広場公募事務局 担当者 福井・寺内・平木

住所：大阪市浪速区敷津東2-1-41

電話：06-6644-7233

Email：nambahiroba@nankai.co.jp

13. 通知方法等

(1) 参加希望者の確定について

- ①参加希望者は、参加資格確定通知の発行をもって確定とする。
- ②参加資格確定通知は、電子メールにて通知する。
- ③図面等各種資料の郵送については、参加資格確定通知とともに行う。
- ④参加資格を満たさなかった業者へは電子メールにてその旨を通知する。

(2) 落札者の確定について

- ①落札者は、契約決定通知書の発行をもって確定とする。
- ②落札者確定以降の具体的スケジュールについては発注者の指示に従うこと。
- ③落札できなかった業者へは、電子メールにてその旨を通知する。

1 4. 見積書作成に関する留意点

(1) 共通事項

1) 工事範囲

見積用設計図書（設計図書その他資料）に示す範囲とし、参加要領書および質疑応答書・追記事項の内容を含む。

[見積書作成上の優先順位]

- ① 参加要領書
- ② 設計図書およびその他資料
- ③ 質疑応答書

また、見積用設計図書に指定のない内容は、大阪市建設局工事請負共通仕様書（道路・河川土木工事）〔大阪市建設局企画部工務課〕に基づくものとする。

URL：<https://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000115404.html>

2) 施工時間

原則として、夜間工事とする。参考として、社会実験時における準備作業の施工時間は、関係先協議の結果、午前0時～午前7時であった。

2) 試掘調査結果の整備計画検討への反映

電線共同溝の設計内容精査のために、試掘調査を実施する。その結果の反映を整備計画検討業務にて行うこと。

3) 工事中の警備について

本事業は、大阪第2の主要な鉄道ターミナル駅や繁華街エリアが至近にあり、周辺店舗の集配送のための交通荷捌きの機能の確保、多くの来街者における通行の安全確保など、周辺環境特有の交通安全対策が不可欠である。また、特に、駅前広場工事【1号工事の⑤】着手時以降には、御堂筋～なんさん通り間の駅前広場を経由する車両の通行が不可能となるため、施工にあたっては、本工事の工事用車両に加えて沿道商業施設等へ集配荷する荷捌き車両の通行管理を行う必要がある。ただし、通行管理については、落札者決定後別途契約とし、見積書（様

式第 17 号) には記載しないこと。

※通行ルールについては、別紙 3 を参照のこと

4) VE について

本工事は、公募時の技術提案において VE 提案を受付けるが、落札者との契約締結後においても VE を積極的に提案すること。

5) 現場事務所について

工事現場付近に発注者等との調整会議が可能な現場事務所を設けること。その費用は、落札者の負担とする。

6) 諸官庁手続き

本工事に関わる着工準備から引渡までに必要となる申請手続き（仮設電力・電話工事上下水・道路管理者・交通管理者・その他諸官庁）および構築物完成の為に必要な検討図・打合せ書類等の一切の準備は落札者が行い、その費用は落札者の負担とする。

7) 水光熱・通信費

引渡しまでの仮設公共料金（電気・工事用上下水・ガス・電話等）は、落札者の負担とする。受電後の電気基本料金、上下水道・ガスなどのメーター設置後の料金、電気主任技術者による保守が必要な場合はその費用も同様の扱いとする。

8) 関係者対応等

本工事は公共事業であることを十分認識し、関係者対応が必要となる場合には積極的に協力すること。また、必要に応じて打合せ等にも出席すること。なお、それらにかかる費用はすべて落札者の負担とし、軽微なものについては、金額の変更はないものとする。

9) 別途工事への協力

別途工事（地元発注の広場占用物工事、本工事に隣接する本工事以外の公共工事、沿道建物の解体工事等事業者、等）との工程の調整・工事範囲の確認・納まりのチェック等の協力を行い、施工にあたっての仮設電力・給排水・ゴミ処分費用が軽微な場合は無償にて提供すること。その他ここに定めのないものについては発注者と相談し決定する。

10) 工事保険

建設工事保険等および請負業者賠償責任保険を以下のとおり付保し、保険証券の写しを発注者に提出すること。

- ① 発注者、設計・監理者および全ての下請負者を被保険者に含むものとする。
- ② 建設工事保険は、天災不可抗力損害（地震・津波・噴火等を除く）を担保する。
- ③ その他の保険条件については、発注者の指示に従うこと。

(2) 見積書

- 1) 様式第 17 号を使用すること。表紙及び明細書 1 枚目は必須だが、2 枚目以降の様式の利用は任意とし、各社様式の使用を可とする。
- 2) 明細書は、6. 工事の概要(4) 工事内容の 1) ①～⑤および 2) に区別して作成すること。
- 3) 小明細について内容の追加は任意とする。ただし、追加した内容が明確に分かるよう、色付け等で明示すること。

15. 事業参加予定者の解任等

- (1) 発注者は、事業参加予定者が以下による場合は、書面をもって解任できるものとする。
 - 1) 入札時に国土交通省近畿地方整備局から指名停止措置を受けている場合。また、大阪府ならびに大阪市の建設工事等入札参加資格者等の入札参加停止となっている場合。
 - 2) 入札で落札できなかった場合。
- (2) 事業参加予定者を解任された業者は、整備計画検討業務の実績（電子データを含む）を発注者に帰属しなければならない。

16. 工事費の支払い等

- (1) 工事費の支払いについては、単年度ごとに精算し、当該年度末に出来高の 90% を単年度竣工日の翌月末日に発注者が落札者へ支払う。
ただし、「6. 工事の概要」に示す、1 号工事・2 号工事の各部分が完了した場合は、各号工事に対して 100% を精算する。
- (2) 着手後における中間金の支払いは、落札者の求めに応じ行うことができる。ただし、支払い時期は 9 月末日締め、翌月末日支払のみとする。
- (3) 着手金の支払いは行わない。

17. その他

- (1) 補助金関連の検査、会計検査に対する協力
本事業は国庫補助対象事業であることから、各段階における出来形の算定、各種申請および検査等に必要な書類（工事積算書含む）の作成について、落札者は発注者に協力すること。
また、工事担当者には公共工事（会計検査への対応業務）経験者を含めること。
- (2) 設計変更に対する協力
要望による変更については、発注者および工事監理者の指示に従い、速やかに変更関係図書（積算書他説明資料一式）を作成し、工事監理者の承諾の上施工すること。

(3) 検査および業務関係者に対する協力

各種検査や委託した業務のために必要な者の立入り等に協力すること。

(4) 協議事項

本公募要領書に記載のない事項が生じた場合は、発注者と落札者間で都度協議とする。

以 上